

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 給水装置(第 4 条～第 16 条)
- 第 3 章 給水(第 17 条・第 18 条)
- 第 4 章 料金等(第 19 条～第 24 条の 2)
- 第 5 章 貯水槽水道(第 25 条)
- 第 6 章 補則(第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 水道事業条例(昭和 47 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(条例施行の区域)

第 2 条 条例施行の区域は、西空知広域水道事業給水区域とする。

(給水装置工事の種類)

第 3 条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 新たに配水管等に分水栓を設けて給水装置を設置する工事。
- (2) 改造工事 移設、増設、取り替え及び一部撤去により既設給水装置の現状を変更する工事。
- (3) 修繕工事 既設給水装置の破損部分(凍結等による解氷等工事を含む。)を修復する工事。
- (4) 撤去工事 地下に埋設した給水装置を撤去する工事(配水管等に設けた分水栓の閉止を含む。)

第 2 章 給水装置

(給水装置工事の申請及び設計審査)

第 4 条 給水装置の新設等(条例第 4 条に同じ。以下同じ。)をしようとするものは、所定の様式により申込み、指定給水装置工事事業者(条例第 6 条第 1 項に同じ。以下同じ。)が当該給水装置工事の着手 7 日前までに設計図書及び審査手数料を添えて、西空知広域水道企業団企業長(以下「企業長」という。)に申請しなければならない。

2 企業長は、前項の申請に基づき速やかに審査し、当該工事に疑義又は設計施工上不適當であると認める以外は、申請書の提出があった日の翌日から起算して西空知広域水道企業団の休日を定める条例(平成 2 年西空知広域水道企業団条例第 1 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除いた 3 日以内に承認しなければならない。

(給水装置工事費の算出)

第 5 条 条例第 7 条第 3 項の規定による工事費の算出方法は、次により行う。

- (1) 材料費 企業長が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。
- (2) 労力費 企業長が定める職種別の賃金に工事の難易性を勘案した一定率を乗じて得た額とする。
- (3) 運搬費 材料費と労力費の合計額に 100 分の 5 以内を乗じて得た額とする。
- (4) 道路復旧費 企業長が定める単位単価表に復旧延長を乗じて得た額とする。
- (5) 工事監督費 材料費と労力費の合計額に 100 分の 5 以内を乗じて得た額とする。

(6) 間接経費 材料費と労力費及び運搬費を加えた合計額から支給材料費を差引いた額に 100 分の 10 以内を乗じて得た額とする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による特別の費用とは、鉄道、水路等の横断保護工、機械運搬工、水替工、電蝕防止工及び配水管を切断分岐して接続するための夜間断水作業等に要する特別の費用とする。

(給水装置工事の完成届け出及び工事検査)

第 6 条 給水装置工事事業者は、第 4 条により給水装置工事の設計審査の承認を受けた当該工事の竣工後 3 日以内に完成を届出で、所定の施工図書及び検査手数料を添えて、工事検査を受けなければならない。

2 企業長は、所定の検査項目に従い、当該工事の申込みしたもの若しくは給水装置工事事業者の立会の下に前項の工事検査を実施し、検査報告書を作成しなければならない。

(申込み、申請及び検査等の省略)

第 7 条 申込み、申請及び検査等を省略することができる給水装置の工事は、次のとおりとする。

(1) 改造工事のうち、簡易な水栓の増設及びその位置を変更する工事。ただし、竣工後速やかに企業長に届出なければならない。

(2) 修繕工事

(3) 撤去工事のうち、配水管等に設けた分水栓の閉止する工事。ただし、事前に協議をしなければならない。

(工事費の予納免除)

第 8 条 給水装置の工事を申込むものが、次の各号の一に該当するときは、条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により、工事費の一部又は全部の予納を免除することができる。

(1) 新十津川町又は雨竜町若しくは浦臼町の発注する給水装置の工事を行うとき。

(2) 国又は道の発注する給水装置の工事を行うとき。

(3) 生活困窮者で、公私の扶助を受けているとき。

(4) その他企業長が特に必要と認めたとき。

2 第 1 項の免除を受けようとするときは、あらかじめ給水装置工事費予納免除申請書(別記第 1 号様式)を提出しなければならない。

3 予納の免除を受けた者は、工事費の精算後 10 日以内にその金額を納入しなければならない。

(未納工事費の徴収)

第 9 条 条例第 11 条第 3 項の処分物件の価格は、企業長が決定する。

(給水装置の分岐)

第 10 条 他人の給水装置から分岐して給水を請求したときの主管加工費は、分岐するものの負担とする。

(給水装置工事施行箇所の原状回復)

第 11 条 給水装置工事の施工上、家屋、庭園、工作物、その他に施工した場合において、企業長は必要と認める補修をするほか、これを原形に復旧する責任を負わない。

(企業団費で給水装置を補修する場合)

第 12 条 企業長が施工した給水装置工事の完成後 1 年以内に当該給水装置が破損したときは、企業長が補修する。ただし、天災地変又は使用者の故意若しくは過失に基因すると認められたときは、この限りでない。

2 条例第 28 条第 2 項ただし書の規定による修繕に要する費用の徴収しない範囲は、次のとおりとする。

る。

(1) 公道内の給水装置修繕のとき。

(2) 埋設管の凍結のとき。

(水道の使用開始及び使用中止等の届出)

第 13 条 条例第 15 条及び第 20 条の規定により水道を使用開始するとき、又は使用を中止するときは、あらかじめ別記第 2 号様式により届出なければならない。

2 条例第 20 条第 1 項第 1 号によって水道の使用を一時中止するときは、給水申請(開栓閉栓)届(別記第 2 号の 1 様式)によって届出なければならない。

(給水装置の保管)

第 14 条 メーター及び水栓は清潔に保管し、検査、修繕等のため設置場所に容易に出入できるようにしなければならない。

2 メーター及び水栓の設置後工作物その他障害され、その位置が不適當となったものについては、必要の措置をさせることができる。

(メーターの修繕)

第 15 条 検定期間満了前のメーターの修繕費用の負担は次のとおりとする。

(1) メーターの故障による修繕費用は無償とする。

(2) 前号について使用者の故意若しくは過失に基因すると認められるときは、使用者又は所有者の負担とする。

(メーターの取替え)

第 16 条 検定期間満了に伴うメーターの取替費用の負担は無償とする。

第 3 章 給水

(消火栓の防火以外の使用)

第 17 条 消火栓を防火演習、その他に使用するときは、その前日までに企業長に届出て係員の立会いを求めなければならない。

(私設消火栓の封かん)

第 18 条 私設消火栓は、常に企業団において封かんする。

第 4 章 料金等

(給水の用途区分)

第 19 条 条例第 31 条の規定による別表第 1 の 1 の用途区分は次のとおりとする。

(1) 家事用 家事用に用いるもののほか次に使用するもの

ア 区の会館、集会所等

イ 公営住宅等の共同浴場

ウ 農事利用組合、その他これに類するもの

エ その他家事用に類するもの

(2) 業務用 官公署、学校、病医院、クリーニング業その他これに類する業務に用いるもの

(3) 浴場用 浴場業又はこれに類するもの

(4) 臨時用 工事その他の理由により一時的に用いるもの

(居住家屋でない建物及び場所の料金)

第 20 条 居住家屋でない建物及び場所において給水を受けるものは、1 世帯とみなして料金を徴収する。

(メーターの異常及び計量不能の場合の使用量認定)

第 21 条 条例第 33 条の規定による使用水量及び用途の認定は、次により行う。

- (1) メーターに異常があったときは、その原因を調査し、その原因ごとに企業長が別に定めるところにより使用水量を認定する。
- (2) 臨時の給水でメーターを装置しないときは、口径別、給水時間等を考慮し、1 時間単位で使用水量を認定する。
- (3) 雪害、凍結及びその他の事情により計量不能のときは、企業長が別に定めるところにより使用水量を認定する。
- (4) 前各号によって使用水量及び用途の認定ができないときは企業長は、その都度状況に応じて認定する。

(異常水量の認定)

第 22 条 企業長が異常水量と認めた場合は、別に定めるところにより使用水量を認定する。

(検査員証)

第 23 条 係員は、条例第 44 条の規定により、給水装置工事を検査する場合は、企業長の発行する検査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提出しなければならない。

(公益上その他特別の理由があると認めるとき)

第 24 条 条例第 43 条第 1 項に定める公益上その他特別の理由があると認めるときとは、条例第 43 条第 2 項各号に該当するもののほか、西空知広域水道企業団を構成する団体の地域内で発生した火災の消火活動に使用するために給水したときとする。

(料金の減免)

第 24 条の 2 条例第 43 条第 2 項に定めた対象者は、次の各号によるものとする。ただし、その減免の対象となる料金の用途別は、家事用に限るものとする。

- (1) 生活保護世帯 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活保護世帯で、かつ、生活扶助費の支給を受け水道の利用者として届出されている者
- (2) 70 歳以上の単身世帯 水道の利用者として届出されている者で、当年度の町民税の非課税世帯の対象となった者のうち、減免の申請の承認を受けた者
- (3) 母子家庭 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による母子家庭であって、満 20 歳未満の子供 1 人以上を扶養しており、母親(年齢が 65 歳未満であること。)の収入で生計を維持している家庭で、かつ、水道の利用者として届出されている者のうち、当年度の町民税の非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の対象となった者で、減免の申請の承認を受けた者

2 前項第 2 号及び第 3 号において既に対象となっている者については、当年度の対象の適否かつ確定するまでの期間については、なお従前の例による。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の対象者が減免の申請をしようとする場合は、水道料金減免申請書(別記第 3 号様式)により申請しなければならない。

4 前項の申請に対する決定の通知は、水道料金減免決定通知書(別記第 4 号様式)による。

5 第 1 項第 1 号対象者については、水道料金減免簿(別記第 5 号様式)により処理するものとする。

6 第 1 項各号の対象者が、月の中途において当該資格を得喪した場合の料金の算定は条例第 34 条の規定を準用する。

第 5 章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 25 条 条例第 53 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 55 条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第 6 章 補則

第 26 条 この規程の施行に関し、必要事項は、企業長が別にこれを定める。

附 則

1 この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 新竜水道企業団水道事業条例施行規則(昭和 47 年規則第 1 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規程施行前に、旧規則によりなされている事項は、この規程によったものとみなす。

附 則(昭和 59 年規程第 1 号)

この規程の改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年規程第 1 号)

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行し、新十津川町区域は平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年規程第 1 号)

この規程は、平成 7 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 8 年規程第 1 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規程第 1 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規程第 1 号)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 5 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 3 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。